

## 九州整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成25年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準 <sup>※1</sup>	重点化基準 <sup>※2</sup>	B/C <sup>※3</sup>	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福岡県田川郡香春町	6	ウ	①	3.09	(遠賀川流域)
2	福岡県田川郡香春町	4	ウ	①	3.09	(遠賀川流域)
3	福岡県田川郡添田町	9	ア	①	3.25	(遠賀川流域)
4	佐賀県唐津市	5	ウ	①②	3.69	(①佐賀北部流域②浜崎簡易水道)
5	熊本県球磨郡球磨村	27	ウ	①②	3.05	(①球磨川流域②沢見飲料水供給施設)
6	熊本県球磨郡水上村	14	イ	①②	2.78	(①球磨川流域②市房ダム)
7	熊本県上益城郡山都町	17	ア	①②	3.46	(①緑川流域②緑川ダム)
8	熊本県東球磨郡多良木町	28	ア	①②	2.83	(①大淀川流域②田代八重ダム)
9	熊本県球磨郡球磨村	70	ア	①②	3.05	(①球磨川流域②境目飲料水供給施設)
10	熊本県葦北郡芦北町	17	ア	①②	3.05	(①球磨川流域②板持簡易水道)
11	熊本県球磨郡多良木町	25	ア	①②	2.83	(①大淀川流域②田代八重ダム)
12	熊本県八代市	13	ア	①②	2.90	(①球磨川流域②榎川内飲料水供給施設)
13	熊本県葦北郡芦北町	14	ア	①②	3.26	(①球磨川流域②大岩飲料水供給施設)
14	熊本県球磨郡五木村	5	ア	①②	3.71	(①球磨川流域②平沢津飲料水供給施設)
15	大分県豊後大野市	17	ア	①	2.93	(大野川流域)
16	大分県佐伯市	9	ア	①②	2.81	(①番匠川流域②岩ノ下第3配水池)
17	大分県佐伯市	5	ア	①②	3.19	(①番匠川流域②上津川飲料水供給施設)
18	大分県宇佐市	15	ウ	②	2.75	(東稚屋浄水場)
19	大分県中津市	15	ア	①	3.01	(山国川流域)
20	大分県宇佐市	24	ア	②	2.75	(日岳地区浄水場)
21	大分県豊後大野市	6	ア	①②	2.92	(①大野川流域②師田原ダム)
22	大分県豊後大野市	20	ウ	①②	2.91	(①大野川流域②石場ダム)
23	大分県中津市	8	ア	①②	2.84	(①山国川流域②耶馬溪ダム)
24	大分県国東市	6	ウ	②	3.78	(古町水道施設)
25	大分県日田市	15	ア	①	2.60	(筑後川流域)
26	大分県日田市	20	ア	①	2.60	(筑後川流域)
27	宮崎県児湯郡木城町	14	イ	①②	4.74	(①一ツ瀬川流域②松尾ダム)
28	宮崎県延岡市	24	ウ	①②	3.09	(①五ヶ瀬川流域②浜砂ダム)
29	宮崎県東臼杵郡椎葉村	13	ア	②	3.30	(上椎葉ダム)
30	宮崎県東臼杵郡椎葉村	20	イ	②	4.70	(上椎葉ダム)
31	宮崎県延岡市	6	ア	①②	3.12	(①北川流域②矢ヶ内簡易水道施設)
32	宮崎県延岡市	22	イ	①②	3.09	(①北川流域②中央簡易水道施設)
33	宮崎県日向市	14	イ	②	3.63	(丸山浄水場)
34	宮崎県日向市	5	ウ	②	3.63	(丸山浄水場)
35	宮崎県東臼杵郡美郷町	13	ア	②	5.20	(西郷ダム)
36	宮崎県延岡市	11	イ	①②	3.08	(①北川流域②中央簡易水道)
37	宮崎県延岡市	30	ア	①	3.44	(五ヶ瀬川流域)
38	宮崎県児湯郡木城町	9	ウ	①②	4.72	(①一ツ瀬川流域②松尾ダム)
39	宮崎県西臼杵郡高千穂町	10	ア	①②	3.57	(①五ヶ瀬川流域②五ヶ所簡易水道施設)
40	宮崎県児湯郡西米良村	12	イ	①②	3.59	(①一ツ瀬川流域②一ツ瀬ダム)
41	宮崎県延岡市	5	ア	①	3.10	(五ヶ瀬川流域)
42	宮崎県東臼杵郡椎葉村	8	ア	②	3.30	(尾平ダム)
43	宮崎県延岡市	10	ウ	①②	3.08	(①五ヶ瀬川流域②沖田ダム)
44	宮崎県日南市	7	イ	②	3.65	(荒河内簡易水道)
45	宮崎県串間市	5	ウ	②	3.24	(市木簡易水道)
46	宮崎県東臼杵郡美郷町	11	ア	②	3.71	(門川上水道施設)
47	宮崎県東臼杵郡諸塚村	10	イ	②	3.61	(宮の元ダム・セツ山ダム)
48	宮崎県児湯郡西米良村	10	ア	①②	3.59	(①一ツ瀬川流域②古屋敷簡易水道)
49	宮崎県児湯郡木城町	17	ウ	①②	4.72	(①一ツ瀬川流域②松尾ダム)
50	宮崎県串間市	5	イ	②	4.71	(大内原ダム)
51	宮崎県東臼杵郡美郷町	10	ア	②	4.71	(西郷ダム)
52	宮崎県日向市	8	ウ	②	3.71	(坪谷川上水道)
53	宮崎県日向市	7	ウ	②	3.71	(蕨野・稲葉野浄水場)
54	宮崎県西臼杵郡日之影町	7	ア	①②	3.00	(①五ヶ瀬川流域②八戸ダム)
55	鹿児島県志布志市	15	ア	①②	3.04	(①肝属川～宮崎県境流域②出水水源地)
56	鹿児島県薩摩郡さつま町	7	ア	①	3.11	(川内川流域)
57	鹿児島県霧島市	7	ア	②	3.08	(西部地区簡易水道)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域

②：ダム等の上流など

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≧1.00。